

第8回  
環境保全型農業直接支払制度に関する  
第三者委員会

令和5年12月8日

農林水産省農産局

## 第8回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会

令和5年12月8日（金）

15：30～17：20

場所：オンライン開催

### 議 事 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
  - （1）令和4年度実施状況について
  - （2）令和5年度環境保全型農業直接支払交付金に関する実施市町村アンケート調査について
  - （3）環境保全型農業のPRについて
  - （4）令和7年度の制度見直しに向けた検討事項
4. 閉会

午後 3 時 3 0 分 開会

(事務局) 委員の皆様方おそろいでございますので、ただいまから第 8 回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては年度末のお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、農業環境対策課の今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、生産振興審議官の佐藤より御挨拶をさせていただきます。

(事務局) 生産振興審議官の佐藤でございます。

第 8 回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には年末のお忙しい中、委員会に御出席いただき、心より感謝いたします。

現在、アラブ首長国連邦では国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議が開催されているところですが、振り返りますと今年は最も暑い夏となりまして、農作物の生産にも大きな影響を与えるなど、地球の温暖化が我々の生活にも大きな脅威となり得ることを再認識した 1 年となりました。生物多様性保全につきましても、令和 5 年 3 月に生物多様性国家戦略 2023－2030 が閣議決定され、農林水産省では、農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全などを基本方針として生物多様性戦略を進めているところであります。

このような中、昨年施行されたみどりの食料システム法に基づき、令和 5 年度から各都道府県における農業者の計画認定が本格的にスタートし、8 月現在、全国で 930 名が認定されています。そのほかにも、環境負荷低減に資する研究開発などを行う 59 の事業者が認定されるなど、その取組が着実に進んでいるところであります。

更に、6 月には食料・農業・農村政策の新たな展開方向が決定され、約 20 年ぶりとなる食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討が進められているところでございます。この中で、環境と調和の取れた食料システムの確立を図っていくことが重要だと明記されております。

こうした中で、農業生産に由来する環境負荷を低減するとともに地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い農業生産活動を支援する制度である環境保全型農業直接支払交付金は、令和 6 年度に第 2 期の終了年度となります。今回の委員会では令和 7 年度の制度見直しに向けた検討事項などを御議論いただきまして、最終評価及び第 3 期対策に向けて交付金の効果的な運用に向けた見直し、申請者の負担軽減に向けた対応など、制度を効果的に持続する上での課題について整理したいと考えております。

委員の皆様におかれましては、本交付金を通じ、環境保全型農業のさらなる推進に向けて様々な角度から御意見を頂きたいと思っております。

みどりの食料システム戦略の本格運用を開始するなど、環境保全型農業を更に推進していこうとする今、正にその時期でございますので、皆様方には引き続きのお力添えをお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

審議官は、都合によりここで退席させていただきます。

まず初めに、委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

明治大学農学部教授の市田委員でございます。

(委員) 市田です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 東京農業大学応用生物科学部教授の犬伏委員でございます。

(委員) 犬伏です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門農業生態系管理研究領域生物多様性保全・利用グループグループ長の大久保委員でございます。

(委員) 大久保です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 京都大学大学院公共政策連携研究部教授の岡委員でございます。

(委員) 岡です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 農業ジャーナリスト・フリーアナウンサーの小谷委員でございます。

(委員) 小谷です。お願いします。

(事務局) 一般社団法人環境パートナーシップ会議副代表理事の星野委員でございます。

(委員) 星野智子です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 宮城大学食産業学群教授の三石委員長でございます。

(委員) 三石です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

当省側の出席者については、お手元の資料を御参照いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、資料を確認させていただきますので、事前にお送りしました資料を御確認ください。

まず議事次第、出席者一覧、配付資料一覧がございます。以降は資料番号を付しておりますが、資料1としまして「令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」、資料2とし

まして「令和5年度環境保全型農業直接支払交付金に関する実施市町村アンケート調査結果」、資料3としまして「環境保全型農業の目的と効果をPRする方法について」、資料4としまして「環境保全型農業直接支払交付金令和7年度の制度見直しに向けた検討事項」がございます。

もし不足している資料がございましたらお知らせください。メールで送信させていただきます。

続きまして、幾つか注意事項がございます。

委員の先生方におかれましては通信環境の確保のため、三石委員長を除いて、御発言の際以外はビデオをオフにして御参加いただきますようお願いいたします。御発言される際にはビデオをオンにした上で「挙手」ボタンを押していただければ、こちらから御指名させていただきます。

本日の会議は、公開の会議です。資料及び議事録も原則として公開することとなっております。議事録につきましては、委員の皆様を確認いただいた上で、御発言の委員のお名前は伏せて後日公開することになりますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様の通信や音声等にトラブルが生じた場合は、チャットでお知らせいただくか、事務局まで御連絡ください。

オンラインで傍聴の皆様におかれましては、カメラとマイクはオフにして御参加いただき、御発言、会議の録音・録画は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。注意事項をお守りいただけない場合にはオンライン会議室より退室いただく場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事を開始したいと思います。

なお、申込み時の注意事項にもありますとおり、冒頭の画面キャプチャはここまでといたします。御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事運営は三石委員長をお願い申し上げますが、本日はオンライン開催ということもあり、三石委員長のインターネット接続に問題が生じた場合は事務局で適宜フォローさせていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

それでは三石委員長、よろしくお願いいたします。

**(委員)** それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題の一つ目は令和4年度実施状況についてということで、本件について事務局からの御説明をお願いいたします。

**(事務局)** 農業環境対策課の廣瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1を御覧ください。

令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について説明いたします。

まず1ページ、実施市町村数、実施件数及び実施面積ということで、令和4年度に本事業に取り組んだ市町村数は852市町村、全1,718市町村に対し約50%の割合となっております。

続きまして、実施件数及び実施面積について。

令和4年度の実施件数は3,163件、令和3年度と比べてプラス19件となっております。実施面積については8万2,803ヘクタール、これは令和3年度と比較して1,060ヘクタールの増加となっております。増加の主な理由としましては、新たに取組を始めた団体がいることや、既に取組を行っている団体が規模を拡大したこと、また、その取組内容として、肥料の価格高騰などがあり、堆肥の施用などの取組農業者が増加したことも理由の一つとなっております。

次に、支援対象取組別の実施面積です。

実施面積8万2,803ヘクタールを支援対象取組別に見てみると、地域特認取組が2万5,714ヘクタール、全体に占める割合は31%、次いで堆肥の施用2万1,195ヘクタールの26%、次にカバークロップ1万6,143ヘクタールの19%、次に有機農業1万2,446ヘクタールの15%の順となっております。

次に、作物区分別の実施面積となります。

実施面積8万2,803ヘクタールを作物区分別に分けております。

この中で水稲が5万5,367ヘクタール、全体に占める割合が67%、次いで麦・豆類1万1,666ヘクタールの14%、花き・その他7,055ヘクタールの9%、次にいも・野菜類6,660ヘクタールの8%、次に果樹・茶2,054ヘクタールの2%の順となっております。

区分別で増加した項目ですけれども、いも・野菜類で106%、次に果樹・茶で105%、次に麦・豆類で103%となっております。

次に、地域ブロック別の実施面積になります。

実施面積8万2,803ヘクタールを地域ブロック別で見えています。

この地域ブロックは、農政局で括っております。東北が2万599ヘクタール、全体に占める割合は25%と最も多く、次いで北海道2万108ヘクタールの24%、次いで近畿1万5,880ヘクタールの19%、北陸8,142ヘクタールの10%の順となっております。

次に、地域ブロック別・支援対象取組別の実施面積になります。

実施面積の最も多い東北ブロックにおいて、支援対象取組別に見ると堆肥の施用が7,569ヘクタール、全体に占める割合が37%と最も多く、次いで地域特認取組4,917ヘクタールの24%、

次にカバークロップ2,960ヘクタールの14%、次に長期中干し2,603ヘクタールの13%、次に農機農業2,310ヘクタールの11%の順となっております。

その下の図4に地域ブロック別・支援対象取組別の実施面積割合をお示ししております。

この中で、近畿ブロックでちょっと目立つところがあるんですけども、この緑の部分は地域特認です。なぜ近畿だけ地域特認が76%あるかというところですけども、近畿ブロックには滋賀県が入っております。滋賀県は北海道に次ぐ面積で取り組んでおりますが、近畿ブロックの中で約78%の実施面積があり、更にその89%の面積で地域特認に取り組んでいるということで、このようなグラフになっております。

次に、地域ブロック別・作物区分別の実施面積になります。

実施面積の多い上位4ブロックを作物区分別に分けております。

東北においては水稻が1万8,843ヘクタール、全体に占める割合が91%と全体の9割を占め、次いで麦・豆類が741ヘクタールの4%となっております。

次に、北海道においては麦・豆類が8,887ヘクタールの44%と最も多く、次いで花き・その他が4,382ヘクタールの22%、水稻3,388ヘクタールの17%、次にいも・野菜類3,382ヘクタールの17%となっております。

次に、近畿においては水稻が1万4,753ヘクタールの93%と全体の9割強を占め、次いで麦・豆類が556ヘクタールの4%となっております。

次に、北陸においては水稻が6,647ヘクタールの82%と全体の8割を占め、次いで花き・その他が1,175ヘクタールの14%となっております。

下の図5は、地域ブロック別・作物区分別の実施面積割合を示しております。

次のページから、各取組ごとの都道府県別の数値となっております。

最初のページが実施市町村数、次に実施件数、次が実施面積、支援対象取組別の実施面積ということで、都道府県別に表示しております。面積、件数等について御説明させていただきます。

この中で、市町村数、実施件数、実施面積の増減の推移を過去の数字と比較してまとめてみました。

都道府県別の実施市町村数ですけども、平成29年度から令和4年度にかけて実施市町村数がマイナス53市町村となっております。変動のポイントとしまして、平成30年度に申請件数が大きく下がっております。その理由としましては、これまで同一圃場における複数の取組を支援対象とし、延面積として計上していたところ、同一の圃場において一つの取組のみに支援が行

われることに変更されたことが主な要因となり、申請件数が減少となっております。そのため、申請された市町村数が減少しております。

また、この頃に天候不順による生育不良なども重なり、有機栽培の取組をやめて慣行栽培への転換や、作付けの断念なども申請が上がりなかった理由となっております。

次に、実施件数、実施面積の推移です。近年においても、実施市町村数や実施件数は平成30年度から低くなった状態で推移していますけれども、実施面積自体は、少しずつですが増加で来ております。その理由としましては、単独申請だったものが団体での申請、また、営農をやめた農地を団体が借り上げて取組面積を拡大していくという状況があることも理由の一つとなっております。

以上で資料1の説明を終了させていただきます。

**(委員)**    ありがとうございます。

ただいま御説明があった内容について、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。

本日はオンライン会議ですので、発言される際はビデオをオンにした上で画面に向かって挙手していただき、お名前をおっしゃった上で発言していただければと思います。

それでは、御意見、御質問等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

特にないようであれば、後ほどでも構いませんので、取りあえず先に進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

今の段階では質問等なさそうなので、先に進めていきたいと思います。

それでは、二つ目の議題について事務局から御説明をお願いします。

**(事務局)**    資料2「令和5年度環境保全型農業直接支払交付金に関する実施市町村アンケート調査結果」について御説明いたします。

環境保全型農業の普及推進に対する本事業の効果を評価するため、地方公共団体における取組意向等を調査しました。調査対象者は、令和4年度に環境保全型農業直接支払交付金を実施した市町村の行政担当で、令和5年9月に調査いたしました。

調査手法としましては、インターネット又はメールによるアンケート調査としました。

調査客体数は、令和4年度実施の854市町村にアンケートを送り、671件の御回答を頂きました。

続いてアンケートの結果を御報告いたします。

「貴市町村では、地域の自然環境に課題がありますか（複数回答可）」と質問した回答になります。



地域の自然環境の課題は「耕作放棄地の増加」の回答が79%と最も多く、平成29年度に同様の調査を行った結果と比較して割合は65%から79%に増加しておりました。また、「地球温暖化」の回答は、平成29年度と比較して11%から37%に大幅に増加しました。今年の夏はとても暑かったので、その影響もあるのかなと推測します。

次のページに移ります。

「貴市町村では、より交付金の活用を広めるためにどのような活動をしていますか。（複数回答可）」と質問した回答になります。

交付金の活用を広めるための活動は、「現場で直接、農業者へ制度を紹介」と回答した市町村担当者が48%と最も多かったです。「PR活動は実施していない」と回答した市町村が2番目に多かった一方、「その他」の回答には「農業者への通知文書にパンフレットを同封」や「市町村の広報紙で紹介」といった回答もあり、市町村によって温度差が見られました。

次の質問です。「交付金とは別に、市町村単独事業として環境保全型農業に対する支援をしている、またはする予定の市町村にお聞きします。その独自の支援はどのような内容ですか」と質問した回答になります。

市町村による独自支援は、回答数の約1割に当たる60市町村で実施又は予定されていることが分かりました。「活動費の支援」「購入経費の助成」「認証取得の補助」の回答が多い傾向がありました。

次の質問です。「今後交付金の取組をどのようにしたいですか。直近5年間程度の状況を想定して回答してください」と質問した回答になります。

多くの取組において「現状程度で続けたい」または「現状取り組んでいないし、今後取り組む予定も今のところない」の回答が大半を占めましたが、有機農業と堆肥の施用においては「拡大したい」の回答が多かったです。こちらは左下の円グラフになります。平成29年度の調査と比較すると、有機農業を「拡大したい」の回答は上昇しました。こちらは右下の棒グラフとなります。赤が平成29年度で青が令和5年度の調査結果となります。「①拡大したい」を見ていただきますと、平成29年度29%だったものが令和5年度には42%と増加しておりました。次の質問です。「交付金の取組拡大の支障となっているものはどのようなものですか」と質問した回答になります。

交付金の取組拡大の支障になっているものは、「高齢化」や「担い手不足」が37%と最も多かったです。「その他」には「取組内容に対して交付単価が合わない」「環境保全型農業で生産された農作物が有利販売に結び付いていない」「農業者の書類作成の負担が大きい」といっ

た意見が添えられていました。

次の質問です。「交付金の申請をやめた農業者がいる場合、主な理由を一つ選択してください」と質問した回答になります。

「高齢等を理由に農業をやめたため」が29%と最も多く、次に「書類の作成に手間が掛かるため」と続きました。「その他」の内訳には、「5割低減の要件が達成できなかったため」「堆肥の確保ができなくなったため」「採算が合わなくなったため」等の理由がありました。

次の質問です。「貴市町村において、特別栽培農産物／有機JASの認証を取得されている支援対象者はいますか」と質問した回答になります。

認証の取得状況は、特裁、有機JASともに把握していない市町村の割合が最も多く、次に「ほとんど認証取得していない」の回答が続きました。上の横棒グラフが認証取得の把握状況となります。特裁では44%が取得状況を把握しており56%が把握していない、有機JASでは70%が認証の取得状況を把握しており30%が把握していないとなっております。下の縦棒グラフは、認証の取得状況の内訳を記載しております。

次の質問です。「貴市町村において交付金による支援は、GAP認証取得・農地維持に効果がありましたか」と質問した回答になります。

GAPの認証取得の効果は、平成29年度と比較して、「効果はみられなかった」が86%から61%に改善、また「ほとんどの支援対象者で効果が現れていた」が2%から10%に改善しております。

次に、持続的に耕作可能な農地の維持では「ほとんどの支援対象者で効果が現れていた」の回答が47%と最も多く、平成29年度の傾向と変化はありませんでした。次の質問です。「支援対象活動の環境保全効果についてどのようにお考えですか」と質問した回答になります。

「十分に環境保全効果を発揮できている」と回答した割合が43%と最も多かったです。

平成29年度と比較して傾向は変わりありませんでしたが、「農業者の取り組み方により環境保全効果に大きな差がある」の回答が増加しておりました。また、「その他」の内訳は、「環境保全効果を検証するノウハウがないため把握できていない」等の意見がありました。「農業者の取り組み方により環境保全効果に大きな差がある」という回答は、平成29年度12%から31%と多くなっておりました。

次の質問です。「支援対象活動について、御意見等ありましたら御記入ください」と質問した回答になります。

「現在の有機農業のメニューに段階を設けるなど、もう少し取り組みやすい内容のものがあ

ると良い」といった意見がありました。また、交付単価や支援要件の負担に関する意見が多かった一方、「取組による環境保全効果を意識してもらえるような制度の仕組みにすべき」といった意見も見られました。

次の質問です。「有機農業取組の「参加型確認手法」について、どのようにお考えですか」と質問した回答になります。

「事務負担軽減に繋がっている」の回答が45%と最も多く、「今後も継続して実施したい」が24%と続きました。「その他」の内訳には、「現在実施していないが今後取り組みたい」といった意見も見られました。

次の質問です。「みどりのチェックシートは「環境負荷軽減」や「作業安全」の意識向上に効果はありましたか」と質問した回答になります。

「ほとんどの支援対象者で効果が現れていた」の回答が37%と最も多かった一方、「みどりのチェックシートの研修を受講できなかったため取組を辞退」「書類作成等が大変だったため、申請を取り下げた」といった御意見も見られました。

次の質問です。「今後5年間程度の状況を想定した、貴市町村の本事業の予算はどのような状況ですか」と質問した回答になります。

「農業者からの希望があれば増やすことが可能」の回答が77%と大半を占めました。また、「その他」の内訳としても「ニーズが増えれば予算拡大を検討」「農業者からの希望があれば予算要求する」といった前向きな意見が多かったです。

次の質問です。「電子申請（eMAFF）に関する質問」です。

電子申請のIDは72%の市町村が取得済であった一方、農業者から電子申請についての問合せはほとんど受けていないことが分かりました。

次の質問です。こちらが最後になります。「本事業への御意見等ありましたら御記入ください」と自由記載で回答していただいたものになります。

当方で行政負担、農業者負担、業務フロー、事業の継続、事業要件に分類し、それぞれ主な御意見を整理いたしました。

行政負担について。申請書類の手直しや細かな確認が多いため負担となっており、取組面積の増加に伴う事務の増大への対応にも苦慮しているといった御意見がありました。

次に、農業者負担について。農業者の高齢化が進む中で手続が大変煩雑で苦勞されており、環境に配慮した農業は続けていても当該交付金の申請を辞める方もいるといった御意見がありました。

次に、販路について。環境保全型農業や有機 J A S に取り組む農作物と慣行栽培農作物と価格差がなく取引される事があり、付加価値分が加味される価格の形成や、消費者へ農作物そのものの価格が安いことの教育・食育・地産地消の推進もセットで行うことが必要といった御意見がありました。

次に、業務フローについて。有機農業における現地確認について、市町村職員が研修・指導の機会もないまま実施するのは厳しい。担当者説明会における制度の説明が短く、担当者も制度を理解しにくいといった御意見がありました。

次に、事業の継続について。取組農業者の収入の一部として固定化しているため、事業の継続をお願いしたい。今後も農業・農村の有する多面的機能を図っていくためにも、環境保全型農業の継続実施は必要であると考えろといった御意見がありました。

次に、事業要件について。複数の市町にまたがる場合、「属地主義」から「属人主義」に変更し、申請の窓口を一本化していただきたい。草だらけの自然農法も有機農業として認めるのかといった御意見がありました。

以上、資料 2 の御説明になります。

(委員) ありがとうございます。

実施市町村へのアンケート調査の結果ということで、いろいろと現場の声が出てきたと思います。

ただいまの御説明の内容について、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

(委員) 説明ありがとうございます。

特に気になったのが 10 ページで、「環境保全効果を発揮できている」という回答者の数が減っていて、その一方で「取り組み方によって大きな差がある」という回答が増えているのが少し気になりました。

次のページにも、環境保全効果を意識してもらえろような制度の仕組みにすべきといった御意見もあつて、これをどのように解釈する——というか、なぜこういう結果が出てきたのかというところなんですけれども、全国的には効果検証を事業の中でやっけていて、効果あると出ているんだけれども、市町村の担当者から見るとそれがうまく伝わっていないというか、それをうまく評価されていないような感じも伝わってくるんですけれども、これに関して、何か深掘りされているところ等ありますか。

(事務局) まず、10 ページのアンケートの結果ですけれども、「農業者の取り組み方により環境保全効果に大きな差がある」という答えについて、今回、特にこれを深掘りするよう

アンケートの取り方をしていなくて、ちょっと原因は定かではないんですけども、平成29年度と比較して市町村の方もいろいろやり方とかそういったものが見えてきて、効果の検証も1回やっていただいていますし、そういったところから、こういう思いが出てきたのかなと推測されます。

(委員)   ありがとうございます。

これはすごく大事なところなのかなと思っていて、もちろん全国規模では「効果がある」という評価にはなっているんですけども、細かな地域の状況に合わせると、やはり「もっといい取組がある」とか「こういうやり方では駄目だ」とか、多分市町村でいろいろな御意見をお持ちなのかなと感じましたので、もし機会があれば、こういう回答を頂いた市町村の方々にどういう御意見なのか聞いてみて、今後の制度設計に反映されるような中身にしていただければと思います。

(委員)   ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

(委員)   資料1について質問してよろしいですか。

(委員)   結構ですよ。

(委員)   さきほど実施面積は若干増えているという御説明があり、一つの経営体なり単位が広域的に実施しているのではないかという御説明がありました。その場合、特にどういう作物で、そのような県で増えているのでしょうか。地域、作物、土地利用別で何か傾向が見られるのかどうか教えてください。

(事務局)   ありがとうございます。

すみません、細かいものもあるんですけども、平成30年から継続のものが集計し切れなかったところもあるので、ちょっと全体的にというところで。

県だけで見ると、下がっているところもあれば上がっているところもある。結構ばらばらにありまして、全体が統一された動きではなくて個別に集計するのはちょっと難しかったので、今回は全体的な面積だったり件数だったりで比較させていただいたところです。

(委員)   分かりました。この表を見るだけだとその辺、作物等までは分からないということですね。

(事務局)   そうですね、そこまでは。今、都道府県別に出している数字で見ていくしかないんですけども、これは私も今回、全体のことを比較していて、もう少し細かく分析してみたいなと思っていますので、今後、この動きについて、どういう品目がといったとこ

ろも集計してみたいなと思っております。

(委員) 分かりました。

関連してもう一つ質問があります。取組についても何か傾向があるのでしょうか。例えば堆肥の施用等は押し並べて比較的増えているなどの傾向はあるのでしょうか。

(事務局) 堆肥の施用と有機農業については、全体的にゆっくり増加して……

(委員) 全体的に増えている。

(事務局) そうですね。

そこで近年では、ちょっと説明させてもらいましたけれども、やはり肥料の価格高騰等があるの堆肥の施用とか、自治体から農家さんへという動きもあると聞いております。

(委員) 分かりました。どうもありがとうございます。

(委員) ほかに御意見、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

では、私から簡単に。

皆さん御存じの話というか、何となく理解していた話もあると思いますが、14ページで、今後5年間程度の状況を想定したときに「農業者からの希望があれば増やすことは可能」が77%と、市町村では希望があれば予算を増やすことも大丈夫と言っているのになかなか希望が出てきていません。理由の一つに、前半でも指摘されたように、例えば手続が煩雑、書類書きが大変など、環境保全型農業そのものに対する問題ではなくその実施の手続がハードルになっているようです。これら今後できるだけ、もっと現場が使いやすい形にすることが必要という感じが致しますが、その辺についてコメントいただければ有り難く思います。

(事務局) 事務手続について、令和4年から自治体に直接行かなくても電子申請で、農家さんが足を運ぶという時間を取らないようにと思ひまして、電子申請を取り入れました。ただ、今、その電子申請の中に置いている申請書がかなり項目が多くて、農家さんが全部入力するにはかなりの能力が必要かなと思うような様式のまま載せている状態です。

幾つかの市町村で話を聞いたところ、やはりもう少し明確に、見てすぐ入力できるような様式にしてもらわないと、申請するページがあるのは知っていても、それを使って申請する気にはなかなかないという話も農家さんから上がってきているので、今後、もう少し申請の項目等を見直して、農家さんでも普通に入力して申請できるように、また、自治体でもそれが集計しやすくなるような仕組みの項目だったり様式に見直すということで、今、検討を始めているところです。

(委員) ありがとうございました。その辺は是非よろしく願いいたします。

それでは次に、資料3、環境保全型農業の目的と効果をPRする方法について説明をお願いいたします。

**(事務局)** 資料3「環境保全型農業の目的と効果をPRする方法について」について御説明いたします。

実施してきた本事業の成果と、これまでの議論を踏まえ、取組の目的と効果をわかりやすく整理し、取組への後押しとなるよう農業者等にわかりやすくかつ広く伝える方法を検討するために資料を作成しました。

令和4年度の中間年評価では、農業現場での安定した環境保全型農業の活動を得るために必要な事業として本交付金を評価しております。しかし、同年に本交付金に取り組んでいない農業者に行ったアンケートでは「本交付金の名前も聞いたことがない」といった回答が61.6%と、認知が進んでいない状況が明らかとなりました。一方、取組意向を聞いた問いでは「現状は取り組んでいないが、今後取り組みたい」の回答が46%と高かったことから、本交付金のPR強化が一層必要であると理解し、対策を検討します。

右の円グラフが、当時の本交付金に取り組んでいない農業者に本交付金の認知度を聞いた結果で、第6回委員会の資料2から抜粋しております。

目的に合わせて2種類のチラシを作成し、それぞれのターゲットに向けた内容を検討したいと考えております。また、これまで手薄だった支援対象取組の環境保全効果をPRしたいと考えております。

資料下部の左側が、実需者、消費者向けです。既存のチラシを直近の公表値に合わせて更新、生物多様性の説明を更新、SDGsのマークを追記、環境バイオマス政策課の見える化シールを紹介することを考えております。

右側は農業者、行政担当者、教育現場向けで、取組の目的・効果をPRしたいと考えております。各取組の目的と効果を簡潔に整理し、農業大学校等教育機関への配布も想定しております。

次のページに移ります。

基本的な方針を整理いたしました。

目的としましては、実需者、消費者向けは既存のチラシを更新して、一般向けに環境保全型農業の存在を認知していただこうと考えております。農業者、行政担当者、教育現場向けは、取組効果の説明ということで取組農業者、農政担当者、農業大学校等を取組の有効性について認知していただき、より積極的に取り組みたいよう発信したいと考えております。

実需者、消費者向けチラシのターゲットとしましては、一般消費者は30から50代ぐらい、食材を購入して調理する方、流通事業者は30から50代ぐらいの方で卸売事業者等、小売店等は30から50代ぐらいの小売店の仕入担当者等を想定しております。

農業者、行政担当者、教育現場向けチラシのターゲットとしましては、農業者は50から70代ぐらいの環境保全型農業直接支払交付金の取組者等を考えております。行政担当者は20から50代ぐらいで環境直の担当者等を考えております。農業教育機関等につきましては、10から20代ぐらいの若い世代の方で、将来的に農業に関与するであろう学生さんを考えております。

続いて、伝えたいこととしましては、実需者、消費者向けでは、ターゲットに「環境保全型農業」という言葉を認知していただき、また、それを農林水産省が支援していて、環境保全型農業に取り組んだ結果、生産された農作物のシールが貼られた製品を購入することで農業者を応援できることを伝えたいと考えております。

農業者、行政担当者、教育現場向けのチラシでは、ターゲットに環境への負荷を軽減した取組を支援する理由を理解していただき、より積極的に実施していただきたいと考えております。

また、チラシの雰囲気としましては、実需者、消費者向けに関しましてはターゲットの目を引きやすいようポップなイメージで、文字数は極力減らして簡単な表現とするとしております。例えば「生物多様性保全」のような専門用語は「生態系のバランスが保たれている」等に変更して、なるべく専門用語を減らして分かりやすい表現にしたいと考えています。

農業者、行政担当者、教育現場向けは、既存の「取組の手引き」や「地域で環境にやさしい農業に取り組むみなさまへ」といったチラシと同時配付されることを想定して、雰囲気を合わせたいと考えております。各冊子に組み込まれることも想定しております。

次のページに移ります。

こちらが実需者、消費者向けのチラシ案になります。「環境保全型農業」という言葉の認知が広がるよう作成したいと考えております。

過去に制作したこのチラシを基に実需者、消費者向けのチラシを作りたいと考えており、左の上に環境関連のSDGsマークを追記したり、左の真ん中辺を現行の数値に変えたり、あとは右の下に「環境見える化ラベルのリンクを追加」とありますけれども、先ほど申し上げたように、環境バイオマス政策課で環境保全型農業の見える化という事業をやっております。

今、そのリンク先をお見せします。こちらが農林水産省のホームページをPDFにしたものですけれども、こちらに見える化ラベルの説明がありますので、QRコードでこちらのページにリンクを張りたいと考えています。



こちらの右下にあるのが令和5年度温室効果ガス削減ということで、星のついているマークですけれども、これがラベルになります。今、実証事業中でして、農業者の方にどういった農法をしたか情報を頂いてこのラベルを発行しております、このラベルが小売店等に並んでいるという情報も、こちらのページに掲載しております。

環境保全型農業に興味を持った消費者の方が「このお店に行けば買えるんだ」といったことが、このリンク先で分かるようになっております。

資料に戻ります。

次に、農業者、行政担当者、教育現場向けのチラシの案になります。消費者向けよりも詳細な説明資料になるよう作成したいと考えております。

過去の第三者委員会資料に取組効果を整理した資料がありますが、それをコンパクトにまとめたイメージで作りたいと考えております。

以上が資料3の御説明になります。

**(委員)** ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等があればお願いいたします。

**(委員)** 御説明どうもありがとうございました。

こういうPRをしっかりとやっていくことは理解者を増やすためにとても大事なことだと思うので、是非と思うんですけれども、パンフレットの案を見せていただいて、事前に見たときにもちょっと考えたんですけれども、追加的にというか。

一つは、前に作ったものに比べて今の言葉とといいますか、最近は「地球温暖化」ではなく「脱炭素社会の構築」というように「脱炭素」という言葉があるので、そういった今、世間で言われている言葉を使うのがいいのかなと思っています。

また、これは事業者向けなんだと思いますけれども、それで言うならば「温暖化」については最近は「カーボンニュートラル」と言ったり、ありますよね。「生物多様性」だと「ネイチャーポジティブエコノミー」と言ったり、事業者、企業の方などはそういう言葉に反応している状況だということを考えておりました。

それから、一般向けにSDGs関連のマークを追記されていて、九つですか、たくさん付けていただいているんですけれども、そういえば3番もではないかと、ちょっと今、考えております。

というのは、3番は健康とか福祉とかいう項目ですけれども、やはり環境に優しい農業は人間の体にも優しいんですよ。そういう意味では、3番も入れると自分事になりやすいといい

ますか、自分の健康、農薬をできるだけ使わないようにすることで土壌や水質の汚染を減らす、それによって疾病の件数を減少させるという、ターゲットにも入っていますので、SDGs 3 も入れられるか御検討いただければと思います。

(委員) どうもありがとうございました。貴重な御意見だと思います。

事務局、よろしいですか。

(事務局) 大変貴重な御意見ありがとうございました。是非取り入れたいと思います。

(委員) お願いします。

(委員) ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

(委員) これは例として書いてあるので、本当に取り入れられるのかどうか分かりませんが、けれども、「生物多様性保全」を「生態系のバランスが保たれている」に変えるというのは、かえって分かりにくくなるのではないですか。「生態系のバランスが保たれている」私は分かりませんが、

(事務局) 「生物多様性保全」という言葉を「生態系のバランスが保たれている」ということで検討したのは、一度農林水産省の広報を担当している方に聞いてみたところ、「生物多様性保全」よりもこちらの方が分かりやすいかもということで、例として挙げましたが、専門用語に関しましては全体的にもう一度見直しまして、このチラシも、御意見を頂いた後にデザイナーの方としっかりアイデアを練って進めたいと考えております。一般の方にも「この言葉の意味、分かりますか」等、聞きながら進めさせていただければと考えております。

(委員) これから検討されるということですね。

(事務局) はい、これから検討します。

(委員) 分かりました。

(委員) もう一点よろしいでしょうか。

このパンフレットを作るのは「是非」なんですけど、その後のPRの方法、これをどう広めるかというところはこの後に検討されると思うんですけども、是非そこは、「ただパンフレットを作ってホームページに載せていますよ」ではなく、特に一般の人たちに届くような、そういった手法をお願いできればと思います。例えば農林水産省のユーチューバーにしゃべってもらうとか。やはりインフルエンサーの影響は大きいと思うのでそういった人たちですとか、特に若い世代にはSNSの活用ですとか、そういったところは是非お願いできれば思っております。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) PRについて、ここに農業大学校に配布すると書かれていますけれども、農業高校とか食品とか栄養関係の高校とか、そういう人にもターゲットを広げて配れないかなと思います。食品学科の学生とか。そうすると、農業者向けのパフレットよりむしろ消費者向けの方を配ることになるのかなと思います。この直払いも大事ですけども、結局消費者、使う側を増やすことが作る人を最も育てることになるので、これはとても重要で、楽しみに期待しているところですが、SDG s マークもいいと思いますけれども、学校教育の現場で、それこそ給食等も含めて、今、SDG s と食を教材にするところも多いので、もうちょっと、学校等に配ることはできないのかという質問です。

(委員) ありがとうございます。

いかがですか。

(事務局) ありがとうございます。

まず、星野委員から頂いたSNS等の活用についてですが、農林水産省ではメールマガジンをいくつか発信しておりまして、まずそれに上げたいと考えていることと、フェイスブックですとかXですとかSNSのアカウントがあるので、そちらにも掲載させていただきたいと考えているところです。

小谷委員から頂いた食品系の学校、こちらは考えていなかったもので、配付先の一つとして検討させていただきます。農業高校ですとかSDG s と食に関わる場所とか、この後、配布先に関しては考えていきたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。

星野委員、小谷委員、よろしいでしょうか。

(委員) ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 前にも申し上げたように、「カンチョク」と言うと農研機構の水田をやっている人だと「乾田直播」という別の技術と勘違いされているということで、そういう意味では研究者の中でもかなり混乱があると思います。そういう意味でのアピールも少しやっていただきたいというのが一つ。

もう一つは、先ほどから出ている意見への追加ですけども、土壌医という——土壌のドクターですね、そういう資格制度もあるので、これは本委員会にも以前、意見聴取のときに参加いただいた日本土壌協会がやっている資格ですが、テストを受けるだけではなく合格した後のフォローアップみたいな研修の機会もある、しかも1級、2級、3級といろいろなレベルがあ

って、3級あたりだと農業高校の方もかなり受けていると聞いておりますので、是非そちらともリンクされて広報に努められたらいいのではないかと思います。

(委員) 非常に貴重な御意見、ありがとうございました。

事務方は、よろしいでしょうか。

(事務局) 御意見ありがとうございました。土壌医の方にも配布したいと思います。

(委員) 皆さんの意見を聞いて私からのコメントです。多分、伝統的な農水省さんの縦割りの世界ではなく、実際の現場は全てに対応しますので、関係しているところをうまくつなげるような、有機的な連携を取りながら進めていただけるのが一番いいのかなと思います。

先ほどの小谷委員の話を聞いて、思い付きで申し訳ありませんが、例えば農業大学校とか農業高校とか、あるいは食品系の学校もそうですが、例えばそういったところの学生さんに申請の一部をボランティアで頼んでみるようなことができれば、「環境保全型農業直接支払交付金ってこういうことをやるんだ」みたいな形で、授業の一環で経験してもらうのもおもしろいかなと思いました。おじいちゃんやおばあちゃんたちと話をしながら一緒に入力してもらうとか、そんなことができればおもしろいかなと、ふと思いました。これは単なる雑感です。

ほかに、よろしいでしょうか。

では、取りあえず次に行きましょうか。

資料4、環境保全型農業特別支払交付金令和7年度の制度見直しに向けた検討事項について御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料4について御説明させていただきます。

資料4は、令和7年度の制度見直しに向けた検討事項として整理しております。

左側に、令和5年3月の中間年評価で整理いただいた「検討すべき課題」を記載しております。本日の会議では、右側に令和7年度から開始となります本事業の第3期に向けた見直しの方向性を記載しておりますので、ここについて御議論いただければと考えているところでございます。

まず、左側の(1)交付金の効果的な運用に向けた見直しについて。

現在、農林水産省では食料・農業・農村基本法の見直しに取り組んでいるところでございますけれども、基本法の見直しに当たり施策の追加や見直しが必要となる事項など、政策の方向性を整理して、令和5年6月に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」として取りまとめておりまして、そちらを右側に記載しております。

この資料の2ページに、該当部分の抜粋を記載させていただいています。

黄色く着色しているところが該当部分ですけれども、先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押ししていくことと、これらの取組の下支えをする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進することを記載しております。

こういったことを踏まえて、第3期に向けて引き続き制度検討を実施していきたいと考えております。

特に、中間年評価の際にも議論になっておりました有機農業につきましては、過去にこの会議でも本事業実施者を対象とした経営実態調査の資料をお出ししましたが、除草などの労働が大変ではあるものの、販売単価が慣行よりも高い状況にある一方で、収量、単収については取組開始初期が慣行の75%と低く、取組開始5年後以降になると9割程度まで戻ってくるといった調査結果が出ておりました。こういった状況も踏まえながら、今後、有機農業については面積を広げていくというところを進めていきたいと考えていて、効率的な運用を行う観点ですとか取組初期を集中的にしっかり支援していくとか、そういったところについて、第3期に向けて引き続き検討を進めていきたいと考えております。

また、長期中干しや冬期湛水など水田での水管理が大きく関係してくる取組につきましては、地域で一体的、面的に進めることが重要かなと考えておりまして、そういった面的に進められるような取組についても検討していきたいと考えております。

この「新たな展開方向」にはそういった意味合いが込められておりまして、そこを踏まえて引き続き検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、令和7年度の見直しにつきましては、この第三者委員会ですとか中間年評価で御整理いただいているところですが、先日、令和9年度にみどりの食料システム法に基づいた仕組みとなるよう検討するという報道が一部ありました。令和9年度につきましては、今後検討を進めていくことになっておりますので、この場では、そういう状況がありますという御紹介にとどめさせていただきまして、引き続き検討していきたいと思っております。

続きまして(2)に移ります。

(2)につきましては、先ほども少し議論に出ていましたが、申請者の負担軽減に向けた対応が必要ではないかという点が中間年評価の際にも挙げられています。

こちらにつきましては、右側に記載しておりますが、令和4年度から共通申請サービスで電子申請ができるようになりましたが、そういったことがまだ農業者の方に余り知られていない状況があるかと思っております。様式の見直しをしっかりとやっていきますという話を先ほどし

ておりましたが、そういったところと併せて、交付金のホームページに掲載するだけでなく、メルマガなどを通じて電子申請が可能であることを広くアピールしながら、検討を行ってまいりたいと思っております。

続きまして（３）トレードオフ解消に向けた対応ということで記載しております。

こちら右側には「取組のトレードオフについて検討し、令和６年８月公表予定の最終評価案への記載を検討する」と記載しておりますが、こちらは別途別紙２を作成しております。

トレードオフが想定される取組として、堆肥の施用とカバークロップ、長期中干し、冬期湛水を挙げているところでございます。堆肥の施用、カバークロップにつきましては、環境直払の中で、土壌炭素貯留効果が高い取組として取組を進めているところでございます。一方で、右に「想定されるトレードオフの例」として記載しておりますが、堆肥ですと、水稻作の場合においてメタンガスが発生してしまう。また、堆肥だからといったたくさん入れていいわけではありませんので、過剰に施用することで養分のバランスが崩れてしまったり、地下水等の水質への負荷につながるといったことが懸念されるところでございます。カバークロップにつきましても、水稻作においてはメタンガスの発生につながるといったところを課題として挙げているところでございます。

右側に対策技術として考えられるものも挙げさせていただいていますが、堆肥の施用、カバークロップともに、水田で実施する場合メタンガスの削減の効果が高いとして、こちらも環境直の取組の項目に挙げておりますが、秋耕の実施ですとか長期中干しの実施を行っています併せて、現在堆肥の施用につきましては、施用量の最低基準を環境直の場合ですと水田で１トン、畑地で１.５トンと設定しており、こういった施用量の調整もメタンガスの量を減らしていくという意味では効果があると思っておりますので、そういったことを踏まえて、今後、第３期に向けて堆肥の施用やカバークロップ——カバークロップは秋耕と長期中干しを技術として挙げていますが、そういったところを要件として取り込んでいくことを検討してはどうかと考えております。

また、堆肥の施用については現在、既に土壌診断を要件化しておりますが、こちらも引き続き実施していくことが重要かと考えております。

一方、先ほど長期中干しは堆肥の施用やカバークロップ、水田で実施するメタンガスの発生抑制につながると御説明しましたが、３番目の項目として上げている長期中干しを実施すると、幼生期に本田を利用する一部の両生類や昆虫類が、成体になることが困難になる可能性があるといったことをトレードオフとして記載させていただいています。

対策技術等としましては、現在、地域特認で実施があります江の設置ですとかビオトープの設置、あとは常時湛水しておく水田等を地域に存在させることですとか、作期分散により中干しの時期を分散することによって、両生類等が逃げる場所をつくっておくといったことが考えられるかと思います。

こちらの長期中干しにつきましては、現在、環直の取組の一部として実施しているところではございますが、江の設置とかそういった取組と一緒にやれないかといったところも、今後の見直しの上で検討していく必要があるかと考えているところでございます。

最後に挙げております冬期湛水につきましては、過去にこの第三者委員会で、水を貯めることによって水田からメタンガスが発生するのではないかという御議論をしていただきましたが、冬期ですのでメタンガスの発生はそんなに多くないけれども、春に1度落水して圃場を乾かすことが重要ですという御意見を頂いたところです。

また、冬期湛水水田にアカガエル等の卵塊が見られた場合など、ほかの生物への生息環境への影響が懸念される場合にはどうするか、きちんと地域で話し合いをしてから実施していただくことが望ましいといった注意事項も付けていただいたところです。

引き続き、冬期湛水管理の取組を実施する場合にはこういったところを注意事項として、トレードオフが発生しないような形でしっかり取組を進めていけるよう、第3期見直しを行っていきたいと考えております。

こちらトレードオフの例ですとか対策技術について例示させていただきましたが、今回議論の中で、もっとここを注意した方がいいといったところがございますら、是非御意見をお寄せいただければと思います。

最後に（４）全国共通取組の見直しと地域特認取組から全国共通取組への移行でございます。

右側に「炭の投入」「総合防除」「化学肥料・農薬不使用栽培」など、3期に向けて地域特認から全国共通取組に変更する条件について整理」としてありますが、こちらで3取組を例示として挙げさせていただきました。

炭の投入につきましては、炭素貯留効果が高い取組として、既に中間年評価のときにも炭の投入は全国共通取組へ上げることを検討してはどうかという御意見を頂いたところです。

総合防除につきましては、今回整理したところ、全国で既に22の都道府県で総合防除を地域特認で実施されている状況にありまして、そういった中で、全国で実施できる取組として全国共通取組への移行を検討してもいいのかなと考えております。

また、化学肥料・農薬不使用栽培につきましては、今回、市町村アンケートを実施した際に

「有機農業へのステップアップにつながるような取組があった方がいいのではないか」という御意見がありました。そちらを踏まえまして、現在、近しい取組を地域特認の方で3都道府県やっていることもありますので、例示として挙げさせていただいております。

一方で、4枚目の資料別紙3になりますけれども、こちらは令和2年度、第1期から第2期に移るときの制度見直しの際、こういった条件の場合に全国に上げましたという整理をした資料になります。

左上で、効果評価の結果、地域特認取組のうち地球温暖化防止効果が高く、かつ全国で実施可能な取組については上げてもいいのではないか。そして右側に、地域特認取組のうち、高い環境保全効果を有し、政府目標、例えば地球温暖化防止対策計画とか有機農業基本方針ですとか、今ですと生物多様性国家戦略も入るかと思いますが、そういったものに貢献する取組を全国共通取組に追加するという事で、第2期の際には全国に上げた項目が幾つかございます。

一方で、左の※に記載がありますが、第1期から第2期に上げる際には「地球温暖化防止については、効果の大きさについて定量的な比較評価が可能であるが、生物多様性については、定量的な比較評価が困難」ということで、生物多様性の取組については全国取組に上げなかった経緯がございます。

一方で、今回例示させていただきました総合防除については、比較的生物多様性への効果が高い取組として整理しておりますのと、化学肥料・農薬不使用栽培についても、有機農業と同じように生物多様性への効果が高いものになっているかと思っています。

こういった中で、環境直払第1期から第2期のときは、そういった理由で生物多様性の取組を全国にしなかったんですけれども、今回、1期、2期と生物多様性の評価を実施しており10年たったことと、農研機構のマニュアルに沿ってそれぞれの地域でしっかり評価を実施できていることも併せまして、総合防除や化学肥料・農薬不使用栽培な生物多様性の取組につきましても、環境直払の事業上では一定程度評価ができていると判断して、全国共通取組に上げることを検討してはどうかと考えて、ここに提案として記載させていただいています。こちらについても是非御意見を頂きたいと思っております。

一方で、第1期では、取組の実績のないものとか環境保全効果が低いものを取組から落とすということもやってまいりました。ただ、第1期のときに地域特認全取組を調査して、実績のないものや効果が低いものを外しておりますので、今回につきましては実績のある、なし、今後、面積が増えそうかといったところについては引き続き整理していきたいと思っておりますが、効果が低いとして外すような取組は、今回についてはないのではないかと考えているとこ



ろでございます。

また、化学肥料・農薬不使用栽培につきましては、有機農業へのステップアップという形でアンケートの方で御提案があったこともあり、入れていますと申し上げましたが、そういったステップアップの取組として実施する場合に、最終的には有機農業の取組を目指していただきたいので、有機農業とこの取組について、ある程度差を設けた形で、あくまでもステップアップとして設定するような要件の設定の仕方なども必要かと考えております。その辺、引き続きこちらで検討していきたいと考えているところです。

資料4についての説明は以上になります。

(委員) どうもありがとうございました。

第1期5年、第2期5年やって、10年たちまして第3期の内容ですので、この場ですぐに全てが決まるということではないと思います。いろいろな長期展望を持って、ただいまの御説明に対する御意見、御質問、感想含めて、委員の皆様からお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

項目が四つありますので、どこからやるかというのもありますが、時間の関係もありますので、特にどこからでも構わないと思います。思い付いたところで結構です。

(委員) トレードオフについて、資料別紙2でまとめていただいたように、ある程度整理ができたと思いますが、まだこの中で、やはりカバークロップについては緑肥という考え方もあるので、メタンがかなりたくさん出てくる可能性もある。そうしたときの対策技術として、秋耕、中干し以外にもまだあるのではないか。ビオトープとの関係もあるかもしれませんけれども、春先に乾かすとか春耕（春起し）、冬期湛水との調整も必要だと思います。使えるものはいろいろ使いながら、トレードオフをうまく解消できるようにした方がいいと思います。

一方で、ここに書かれていないトレードオフもあり得るということで一つ指摘しておきたいのは、やはり重金属問題です。中干しを長くするとイネが重金属を吸ってしまうといった研究が農研機構等でも今、進んでいますので、それをどのように抑えるかといった、ここに書かれていないトレードオフもうまく整理されていくように進めていただければと思います。

(委員) ありがとうございました。

その辺については是非犬伏委員からも、引き続き専門的なアドバイスをよろしく願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) ほかにございますでしょうか。

(委員) 農林水産省は有機 J A S 認証を受けていない有機農業者がかなりいる状況をどのように考えるのでしょうか。有機農業の半分以上があえて有機 J A S の認証を受けていないという状況があります。有機農業の面積を増やしていくことと環境直接支払で誘導していくということはとても関係すると思います。有機 J A S を取らなくてもいいという意味を持つ有機農業者をどう説得して認証をとるように働きかけるかを考える必要があるかと思います。

(委員) ありがとうございました。

事務方、いかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。

まず最初に、犬伏委員がおっしゃったトレードオフで重金属問題もあるよというところですが、そこにつきましてはおっしゃるとおりで、長期中干しだと場所によっては重金属の問題が発生してしまうことがございます。一緒にトレードオフ解消の取組として堆肥の取組をやった際に、選択肢として、メタンガス削減対策として地域でこういった取組ができるかというところで、長期中干しだけでなく秋耕でもいいですよとか、そういった形で地域で選択できるような形で御提示することを検討していきたいと考えております。

続きまして、市田委員から頂きました有機農業の戦略についてですけれども、環境直払自体は、有機 J A S を取ることは必須とはしていないところです。ただし、国際水準の有機農業は必須としております。

有機 J A S のメリットとしましては、広域で流通できるとか、輸出も可能になる可能性が高いというところがあります。そういった販売戦略にも関わってくることでございますので、環境直払の方で有機 J A S というのは、引き続き選択制かなとは思っているところでございます。ただし、国際水準の有機農業として将来的に J A S を取れる状況、J A S を取って、しっかり広域流通させて販売できるような状況にしていくことは大事かと思っておりますので、引き続き国際水準の有機農業ということで進めていきたいとは考えているところでございます。

一方で、販売戦略というところがすごく大きいと思いますので、こちらで有機 J A S 若しくは国際水準というところを提示しつつ、先ほど化学肥料・農薬不使用栽培を全国取組として検討してはどうかということを出させていただいたんですけれども、イメージとしては、J A S ではなく国際水準有機ではないが、そこに進むためのステップアップとして、まずは化学肥料・農薬を使わない栽培を実施してみてもどうかという御提案として考えているところです。

将来的には、やはり流通で広域に販売したりとか、国際的にも認められる有機の農法ですという形にしっかり切り換えていただきたいところはございますが、その手前として、取り組み

やすい形でこういったステップアップの支援をしつつ、進めていくようなことを考えているところでございます。すみません、回答になっておりますでしょうか。

(委員) ありがとうございます。

有機JASは認証にお金が掛かるので、大きくない家族経営の場合だと負担になり、あえて取らない、メリットがわからないと、いわゆる何十年も有機農業をやっているような個人経営の方がおっしゃっています。

EUの場合、認証にかかる費用も含めて補助しています。環直のような形で補助する、もしくは環直とは別に補助することは難しいのでしょうか。御意見があれば伺いたいと思います。

(事務局) JAS認証自体の支援については、実は別途支援はあるところでございます。ただ、初年度だけだったりとか制限がございますので、JASの認証の金額をずっと支援していくことは、ちょっと難しいのかとは考えておりますが、踏み出すときの最初の支援はございますので、是非そういった形で1度取っていただいて、どういうところに販売できるのか一販売先が大分変わってくるかと思っておりますので、そういった支援もありますよというところを併せて環直と一緒に宣伝していきたいと思っております。

(委員) 補助があることを知りませんでした。また教えてください。どうもありがとうございました。

(委員) ほかに御意見、御質問ございますか。

(委員) 先ほどトレードオフの話があったと思いますけれども、その中で犬伏委員から、ほかにも重金属とかいろいろなトレードオフがあつてということで、事務局からは地域性があるのでそれに応じた取組ということだったんですけれども、生き物の場合も正に同じでして、長期中干しとか冬期湛水がトレードオフ、生き物とメタン削減とのトレードオフが発生する可能性があるんですけれども、結局それによって影響を受ける種がいなければトレードオフは発生しないわけなので、そういう生き物がいるかどうか。

特に冬期湛水のところでアカガエルとか書いてありますけれども、そういう影響を受けやすい種群がいるかどうか確認して、そして対策を取っていただく。いる場合にはトレードオフが発生するので、対策を取っていただく。そういう指導というか、ガイドラインみたいなものも併せて出していくと、トレードオフの問題は十分に解決できるのではないかと考えています。

さっき市町村のアンケートの中で、効果が分からないとか効果を見えるようにしたいというお話があったと思うんですけれども、生き物に関しては比較的自分たちで見てやれる方法があると思うので、JAの方々もそういう取組をいろいろなところでやられていると思うので、そ

ういう調査をして効果を確認する、そしてトレードオフが発生するような場合には自分たちで回避する、そういうことも支援として考えていくとこういう問題は十分に解決できると思うので、その辺に取り組んでいただければと思います。

引き続き、（４）の地域特認から全国取組へというところですが、確かに生物多様性は定量的な評価が難しく、地域によってというのもあるんですけども、例えば冬期湛水と中干しとどちらが大事なのかという、影響する種群が違うので価値観が入ってくるんですね。トンボを守りたい人は中干しをしない方がいいし。その価値観まで含めて評価というのは難しいと思うので、やはり地域性を考えながらやらざるを得ないのかなと思います。

その中で、今回ちょっと検討されているIPM——総合防除の考え方ですけども、それは基本的には農薬を減らしていくというところ、それをどうやったらいいかという取組の一環だと思うので、これは冬期湛水等もそうですけれども、生物への影響を全体的に下げるという意味ではそれ以上に大きな取組だと。農薬不使用等、有機の手前の取組もありますけれども、それと併せて全体的に負荷を下げていく取組を全国展開していくというのは、やはり非常に大きな意味があるのではないかと思います。

確かに生物多様性は量的に評価はできていませんけれども、必ずポテンシャルとして負荷を下げるという効果はあるわけなので、そこは余りにせずに、全国共通に展開することを考えられたらいいのかなと思っています。

（委員） 大久保委員、ありがとうございました。

総合防除の件に関しましても、引き続き専門的な見地からのアドバイスを頂ければと思います。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

（委員） 今、大久保委員の御発言を聞いて思ったんですけども、生き物の調査といいますか、そういったことをする点において、JAの人とか関係者がやるんだと思いますけれども、そのときに市民の目といいますか、今、BiomeとかiNaturalistとかいろいろな人たちが生き物調査とか、ごみ拾いでも同じアプリがあるんですけども、そういったところで市民の目も入るようになってきていると思うんですね。

なので、どれぐらい実現できるか分かりませんが、そういった市民調査みたいなものも入れることで、この田んぼにどんな生き物がいるのかをよりたくさんの方の目で見られるようになれば、それが一つ環境教育にもなりますし、参加型になって、より皆さんが環境保全型農業に関心を持つ流れになるのではないかと、なったらいいなと思ったので発言させていただき

ました。

(委員) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(事務局) 大久保委員、星野委員、ありがとうございました。

生き物調査とか、そういったモニタリングが生物多様性にとっては重要だということは、いろいろなところで言われておりますので、そういった生き物調査等、今後こういった形でモニタリングしながらやっていくかということも検討項目の一つとした上で、第3期に向けてこういった形でやっていくかしっかり検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

(委員) 今の点で情報ですが、今、環境に取り組んだ農作物がどれだけの付加価値をもって消費者に購入していただけるかという研究をしているんですけれども、ちょっと大規模な調査をしたところ、やはり「多く払ってもいいよ」と思っていらっしゃる方は環境保全の活動に興味があるとか、実際に参加された方が付加価値を見出してくださっています。

これはいろいろところで同じようなことを言われていると思うんですけれども、そういう意味で、先ほど市町村のアンケートでもありましたけれども、やはり付加価値がついていないので取組のモチベーションが上がらないみたいなどころがあるので、市民調査なり、消費者を巻き込んで調査して、それを自分たちの制度とか取組に反映していくようなうまい流れができると制度としての幅も広がりますし、取組の効果も本当に上がっていくのかなと思いますので、その辺、この制度だけではちょっと難しいと思うんですけれども、いろいろところと連携されて、何か先に進んでいくような形が見えればと思います。

よろしくお願いします。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。

多分、産地では結構大きなテーマになっていくでしょうね。

ほかにございますでしょうか。

(委員) トレードオフについてですが、技術的に解消とか緩和できる、そういう技術がある場合には追求していくことが望ましいのは言うまでもありませんけれども、それでも生物と地球温暖化はどこまで頑張ってもトレードオフが残ることもあり得ます。環境にはいろいろな価値があるということで、トレードオフが解消されないと補助をしないというのでは困りますので、もうちょっと、トレードオフが最後まで残った場合にどのように支援を正当化するかと

いう考え方はちゃんと構築しておいた方がいいと思います。

(委員) ありがとうございます。

大事な御指摘ですね。常にトレードオフというのは存在しますのでね。

いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、予定された時間になりましたので、このあたりで本日の会議を終了したいと思います。

私から一言だけ、総括めいたコメントで申し訳ありませんが、今、岡委員が言われたようにサイエンティフィックな面、科学的な面はしっかり確認していく、これはこれで大事なポイントですね。そしてできるだけ負荷がかからないように、環境にいいように実施する。同時に、その内容を一般の市民・消費者の方や関係者の方々にできるだけ分かりやすく伝えることも非常に大事です。

もう一つ、では生産者はどうなのかというと、皆さん御存じのとおり、農水省の数字で言うと基幹的農業従事者ですら116万人のうち既に8割が60代以上という状況です。そのため、例えば今日議論になったチラシでも、細かい字をたくさん並べたら生産者は読みません。ですからできるだけ分かりやすいフォントサイズで、多分農水省さんの現場で、あるいは自治体の現場で資料を読まれる方の感覚ではなく、本当に農家の方が読めるとか使える形にしていく。それができない場合、どういうサポートをすれば着実に進むのかというあたりも併せて考えていく。科学的な面と人の面とを併せて進めていくことがものすごく必要な段階にきているのではないか、そのような印象を今日は受けました。

そういうことで、いろいろな意見を出していただいて本当にありがとうございました。

この辺で事務局にお返ししたいと思います。

本日はいろいろな御意見を出していただきまして、円滑な進行ありがとうございました。

(事務局) 三石委員長、ありがとうございました。

それでは最後に、農業環境対策課総括・総務班の永田課長補佐より御挨拶申し上げます。

(事務局) 農業環境対策課の総括課長補佐をしております永田と申します。

農業環境対策課長の松本に代わりまして、本日の環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会の閉会に当たりまして、私から一言お礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。

委員の皆様には年末の御多用の中、大変熱心な御議論、また御助言を頂きまして、大変感謝しております。

今回、様々な専門性を持つ委員の皆様が一堂に会することで、我々事務局だけではなかなか

気付けなかったような様々な角度からの御指摘を大変たくさん頂きまして、本当に感謝しております。

我々、本日頂いた御助言や御指摘を踏まえまして、第3期への見直しも含めて、制度の持続的な推進に向けて今後も引き続き検討に取り組んでまいりたいと思っていますところ。環境保全型農業のさらなる発展、生産の面、農業者の方々だけでなく消費者の方々、子どもたちも巻き込んだ発展を更に進めていきたいと思っておりますし、みどりの食料システム戦略で目指す持続的な食料システムの着実な構築に向けて、皆様方の専門的な視点からまたたくさんの御意見を頂いて進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様には引き続きよろしくお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。

**(事務局)** それでは、本日の委員会はこれにて閉会いたします。

次回の委員会の日程につきましては追って事務局から皆様に御相談の上、調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

午後5時20分 閉会